

整備診断方式契約に関する特約条項

(総則)

第1条 乙は、この契約に定めるところに従い、契約履行期限内に要修理箇所及び要交換箇所を診断して、整備診断明細書（別紙第3）を甲に提出し、甲はその対価として乙に代金を支払うものとする。

2 甲の都合により、診断を中止した場合においても、診断した部分については、整備診断明細書を提出しなければならない。

(契約金額の変更（確定）)

第2条 契約金額が確定金額で、前条第2項により中止した場合又は契約金額が概算金額の場合は、甲乙協議して契約金額を変更（確定）するものとする。

(診断後の保管責任)

第3条 乙は、甲が診断品を引取るか又は修理契約を締結するまでの間は、保管責任を負うものとする。